○香南香美老人ホーム組合長の職務を代理する職員の席次に関する規則

平成１７年１２月１日

規則第１３号

改正　平成18年2月24日　 規則第1号

平成19年3月30日　 規則第1号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５２条第３項の規定に基づいて、組合長の職務を代理する職員の席次は、次のとおりとする。

第１順位　特別養護老人ホーム三宝荘施設長

第２順位　特別養護老人ホーム白寿荘施設長

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年２月２４日規則第１号）

この規則は、平成１８年３月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月３０日規則第１号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。